

店舗販売業許可申請書

店 舗 の 名 称		
店 舗 の 所 在 地		
店 舗 の 構 造 設 備 の 概 要		店舗販売業の構造設備の概要のとおり
医 薬 品 の 販 売 又 は 授 与 を 行 う 体 制 の 概 要		店舗販売業の業務体制の概要のとおり
（ 法 人 に あ っ て は ） 薬 事 に 関 す る 業 務 に 責 任 を 有 す る 役 員 の 氏 名		
通 常 の 営 業 日 及 び 営 業 時 間		
相 談 時 及 び 緊 急 時 の 連 絡 先		
特 定 販 売 の 実 施 の 有 無		有 ・ 無
申に請責任を有する役員を含む。薬事に関する欠格業務項	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
	(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
	(3)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他の薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
	(6)	精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
	(7)	店舗販売業の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者
備 考		

上記により、店舗販売業の許可を申請します。

年 月 日

住 所 〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地 〕

氏 名 〔 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 〕

T E L

福 島 県 知 事

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。
- 4 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

店舗販売業の構造設備の概要

全 構 造	敷地内建物配置図	別紙図面のとおり			
	建物の構造	木造・鉄筋・モルタル・()造り__建ての__階		ビルの場合 ()	
店 舗	面積	_____m ²			
	天井の種類	コンクリート、モルタル、板張り、石膏ボード・()			
	床面の種類	コンクリート、モルタル、板張り、タイル・()			
	採光 (人工照明の種類)	蛍光灯_____W_____本	換 気	自然換気・空調・換気扇	
		電光灯_____W_____本		()	
	店舗の平面図	別紙図面のとおり			
	冷暗貯蔵設備	奥行cm 幅 cm 高さcm 型式()	換 気	・冷暗貯蔵医薬品の取扱いなし	
		× × 容量()L			
	毒薬貯蔵設備	奥行cm 幅 cm 高さcm 材質	換 気	・毒薬の取扱いなし	
		× × スチール・木製			
	要指導医薬品陳列区画	講じた措置 ()			
	第1類医薬品陳列区画	講じた措置 ()			
指定第2類医薬品陳列場所	別紙図面のとおり				
要指導医薬品又は一般用医薬品陳列・交付場所の閉鎖	閉鎖方法 ()				
情報提供設備	()ヶ所				
その他の設備					
備考					

(記入上の注意)

1. 建物の構造欄は該当するものを○で囲み、建物における店舗の位置を3階建ての1階等と記載すること。
2. 店舗の面積欄は、店舗全体の面積を記載すること。
3. 天井、床面の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。その他の場合、()内にその種類を記載すること。
4. 冷暗貯蔵設備、毒薬貯蔵設備を設置している場合は、店舗の平面図にその位置を図示すること。
5. 要指導医薬品陳列区画及び第1類医薬品陳列区画について、購入者等の進入を防ぐために講じた措置を具体的に記載するとともに、店舗の平面図にその位置を図示すること。
6. 指定第2類医薬品を取扱う場合は、店舗の平面図にその位置を図示すること。
7. 要指導医薬品又は一般用医薬品陳列・交付場所を閉鎖欄は、閉鎖するために講じた措置を具体的に記載すること。
8. 備考欄には、その他参考となる事項を記載すること。

店舗販売業の業務体制の概要

店舗の名称 _____

1 通常の開店時間等

※ 開店時間とは、営業時間のうち特定販売のみを行う時間を除いた時間をいい、実店舗が開店している時間を指すこと。

週当たりの開店時間等		
店舗の開店時間	1)	時間
・要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間	2)	時間
・要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する開店時間	3)	時間
・要指導医薬品を販売する開店時間	4)	時間
・第一類医薬品を販売する開店時間	5)	時間
情報提供するための設備 (要指導医薬品及び一般用医薬品の情報提供等するための設備)	6)	カ所
(うち、要指導医薬品及び第一類医薬品の情報提供等するための設備)	7)	カ所

2 通常のを指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に従事する薬剤師及び登録販売者の勤務状況

※ 勤務時間数は、週当たりの各専門家の勤務時間数の総和とし、特定販売のみに従事する勤務時間数は含まないこと。

店舗管理者・その他の薬剤師又は登録販売者	別紙様式 2-1-3 のとおり	
要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に従事する勤務時間数 (週当たり)		要指導医薬品又は第一類医薬品の販売等に従事する勤務時間数 (週当たり)
薬剤師	時間	時間
登録販売者	時間	
総和	8) 時間	9) 時間

3 体制省令への適合状況 ※ 体制省令：店舗並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令

要指導医薬品又は一般用医薬品販売に従事する専門家の勤務時間数	【 8)	】	=	【		】	≥	【 2)	】	要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間
情報提供設備の数	【 6)	】								
要指導医薬品又は第一類医薬品販売に従事する薬剤師の勤務時間数	【 9)	】	=	【		】	≥	【 3)	】	要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する開店時間
情報提供設備の数	【 7)	】								

4 店舗販売業が講じなければならない措置 ※ □にレ点をつけること。

営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内における相談があった場合の情報提供又は指導を行うための体制の整備	□
要指導医薬品等の適正販売等を確保するための指針の策定	□
従事者に対する研修の実施体制 (特定販売を行う店舗にあっては、特定販売に関する研修を含む)	□
従事者から店舗販売業者への事故報告の体制の整備	□
要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する手順書の作成	□
要指導医薬品等の適正販売等のために必要となる情報の収集その他要指導医薬品等の適正販売等の確保を目的とした改善のための方策の実施	□

5 通常の薬剤師及び登録販売者の勤務体制

時間		0	3	6	9	12	15	18	21	24	計
月	開店時間／										時間
	特定販売時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	要指導/第1類										時間
	薬剤師										時間
登録販売者										時間	
火	開店時間／										時間
	特定販売時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	要指導/第1類										時間
	薬剤師										時間
登録販売者										時間	
水	開店時間／										時間
	特定販売時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	要指導/第1類										時間
	薬剤師										時間
登録販売者										時間	
木	開店時間／										時間
	特定販売時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	要指導/第1類										時間
	薬剤師										時間
登録販売者										時間	
金	開店時間／										時間
	特定販売時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	要指導/第1類										時間
	薬剤師										時間
登録販売者										時間	
土	開店時間／										時間
	特定販売時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	要指導/第1類										時間
	薬剤師										時間
登録販売者										時間	
日	開店時間／										時間
	特定販売時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	要指導/第1類										時間
	薬剤師										時間
登録販売者										時間	

(参考)

祝日	開店時間／										時間
	特定販売時間										時間
	医薬品販売時間										時間
	要指導/第1類										時間
	薬剤師										時間
登録販売者										時間	

※1 開店時間等及び薬剤師・登録販売者の勤務時間について、塗りつぶすか線を引いて、何時から何時まで営業・勤務しているか分かるように記載すること。

※2 通常の薬剤師及び登録販売者の勤務体制について代わる書類がある場合は、その書類を添付することで本書類欄の添付は省略可能であること。

店舗販売業の薬剤師及び登録販売者の一覧表

店舗 管理者	氏名			
	住所			
	週当たり勤務時間数			
	種別	薬剤師・登録販売者		
	薬剤師名簿登録番号 又は販売従事登録番号		薬剤師名簿登録年月日 又は販売従事登録年月日	
その他 の薬剤 師又は 登録販 売者	氏名			
	住所			
	週当たり勤務時間数			
	種別	薬剤師・登録販売者		
	薬剤師名簿登録番号 又は販売従事登録番号		薬剤師名簿登録年月日 又は販売従事登録年月日	
その他 の薬剤 師又は 登録販 売者	氏名			
	住所			
	週当たり勤務時間数			
	種別	薬剤師・登録販売者		
	薬剤師名簿登録番号 又は販売従事登録番号		薬剤師名簿登録年月日 又は販売従事登録年月日	
その他 の薬剤 師又は 登録販 売者	氏名			
	住所			
	週当たり勤務時間数			
	種別	薬剤師・登録販売者		
	薬剤師名簿登録番号 又は販売従事登録番号		薬剤師名簿登録年月日 又は販売従事登録年月日	
その他 の薬剤 師又は 登録販 売者	氏名			
	住所			
	週当たり勤務時間数			
	種別	薬剤師・登録販売者		
	薬剤師名簿登録番号 又は販売従事登録番号		薬剤師名簿登録年月日 又は販売従事登録年月日	
その他 の薬剤 師又は 登録販 売者	氏名			
	住所			
	週当たり勤務時間数			
	種別	薬剤師・登録販売者		
	薬剤師名簿登録番号 又は販売従事登録番号		薬剤師名簿登録年月日 又は販売従事登録年月日	
その他 の薬剤 師又は 登録販 売者	氏名			
	住所			
	週当たり勤務時間数			
	種別	薬剤師・登録販売者		
	薬剤師名簿登録番号 又は販売従事登録番号		薬剤師名簿登録年月日 又は販売従事登録年月日	

店舗販売業の業務の概要

店舗において販売・授与する医薬品の区分		要指導医薬品 ・ 第1類医薬品 指定第2類医薬品 ・ 第2類医薬品 ・ 第3類医薬品
店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合はその業務の種類		高度管理医療機器等販売・貸与業 ・ 管理医療機器販売・貸与業 毒物劇物販売業 ・ 医薬部外品販売業 化粧品販売業 ・ ()
特定販売を行う場合	使用する通信手段	電話 ・ 電子メール ・ テレビ電話 ・ 郵便 ・ FAX ・ カタログ その他()
	医薬品の区分	第1類医薬品 ・ 指定第2類医薬品 ・ 第2類医薬品 ・ 第3類医薬品
	特定販売を行う時間	
	営業時間のうち特定販売のみを行う時間	
	広告に店舗の名称と異なる名称を表示する場合はその名称	店舗の名称と同じ ・ 店舗の名称と異なる(名称:)
	インターネットを利用して広告するときの主たるホームページアドレス	
	インターネットを利用して広告するときの主たるホームページの構成の概要	別紙のとおり
	都道府県知事又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要	デジタルカメラ ・ 電話機及び電話回線 ・ パソコン及びインターネット回線
備考		

(記入上の注意)

1. 店舗において販売・授与する医薬品の区分欄は該当するものを○で囲むこと。
2. 店舗販売業以外の医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合は、その種類を○で囲むこと。その他の場合、()内にその種類を記載すること。
3. 特定販売を行う場合の使用する通信手段欄は該当するものを○で囲むこと。その他の場合、()内にその通信手段を記載すること。
4. 特定販売を行う場合の医薬品の区分欄は該当するものを○で囲むこと。
5. 特定販売を行う場合の広告に店舗の名称と異なる名称を表示する場合はその名称欄は該当するものを○で囲むこと。店舗の名称と異なる場合は、()内にその名称を記載すること。
6. インターネットを利用して広告するときの主たるホームページアドレスの欄は、その店舗が販売・授与しようとする一般用医薬品を広告しているホームページのうち、一般用医薬品を購入しようとする者等が通常最初に閲覧するホームページアドレスを記載すること。なお、当該ホームページの閲覧に必要なパスワード等がある場合には、併せてそのパスワード等も記載すること。
一つの店舗が複数のホームページを開設している場合には、それらのすべての主たるホームページアドレスを記載すること。ただし、それら全てのホームページへのリンクをまとめたホームページを開設している場合は、そのホームページアドレスを記入することで差し支えないこと。
7. インターネットを利用して広告するときの主たるホームページの構成の概要欄には、ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類を添付すること。
8. 都道府県知事又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要欄は、該当するものを○で囲むこと。なお、営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限り。